



令和4年度 (2022年9月発行)

社会福祉法人
青森県社会福祉協議会
総務課 経理・共済係



〒030-0822
青森県青森市中央3丁目20-30
TEL：017-723-1391
FAX：017-723-1394
URL：<http://aosyakyo.or.jp>
(福祉ネットあおもり)

『福利厚生だより ほほえみ』は、本共済事業加入事業所の皆様に前年度の本事業の実績や外部信託運用状況を報告するほか、事務担当者様へ手続きについてお知らせすることを目的に発行しています。

● 今回の同封物 ●

1. 青森県民間社会福祉事業職員共済事業「第1種共済運営要綱」
 - ・別表2に住家の床上浸水の場合に災害見舞金が給付されることを追記しました。
 - また、別表3の給付確定額付利率表に令和5年からの利率を追記しました。
2. ソウェルクラブ広報パンフレット
 - ・福祉・介護職員の福利厚生の啓発・認知度向上にソウェルクラブをご活用ください。

1. 青森県民間社会福祉事業職員共済事業とは

青森県民間社会福祉事業職員共済事業は、県内の社会福祉施設・団体の業務に従事している職員の相互扶助を目的とし、昭和62年10月1日に創設されました。

第1種共済事業では、退会給付事業及び福利厚生事業（慶弔見舞金給付・貸付事業）を実施しており、令和4年8月現在で、**加入事業所数 531 ヶ所、加入者数 12,628 名**となっています。

また、第2種共済事業（平成21年度開始）では、退会給付事業を実施しており、令和4年6月現在で、**加入事業所数 113 ヶ所、加入者数 1,983 名**となっています。

2. 事務説明会について

令和3年度の事務説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。説明会を開催しない代わりに、『事業の手引き』に、申請手続きの詳細を追記し配布しました。

また、今後は、制度や事務手続きについて大幅に変更があった場合のみ説明会を開催し、それ以外は毎年3月に『事業の手引き』の最新版を加入事業所・団体宛に配布することとします。





3. 職員共済事務担当者様へお知らせ

(1) 各申請書類における注意事項について

第1種共済事業の加入・継続異動・退会・慶弔見舞金の申請するにあたり、必要事項を記入していただいておりますが、**法人・事業所番号の省略及び法人・事業所番号と適用事業所名の相違が多々見受けられます。**

申請書はシステム読込用の様式となっておりますので、**必ず必要事項を記入し誤りがないか確認**をしてください。

(2) 第1種共済事業の加入・継続異動・退会の申請期間について

第1種共済事業の**加入・継続異動・退会は、年度を超えた申請が不可**となっております。年度を遡っての加入・継続異動・退会の申請は受付できませんので、各事象が発生しましたら、**毎月の締切りに合わせて速やかに**該当の申請書類を本会に提出くださるようお願いいたします。

※ やむを得ない理由で年度を超えた申請の必要がある場合には、青森県社協にお早めにご相談ください。

※ 3月の加入・継続異動・退会の申請は、締切日（4月3日消印）までに提出いただければ年度内の申請として取り扱っています。

(3) 慶弔見舞金の申請について

慶弔見舞金は、職員が**県共済に加入した日以降に発生した事由**について申請することができます。

8月に県内各地で豪雨災害が発生しましたが、**床上浸水は半壊・半焼の場合として取り扱います**ので、ぜひご利用ください。

種類	金額
(1) 結婚祝金	10,000円
(2) 出産祝金	1人 5,000円
(3) 入院見舞金	1カ月以上～3カ月未満の入院 3,000円
	3カ月以上～6カ月未満の入院 5,000円
	6カ月以上の入院 10,000円
(4) 災害見舞金	半焼、半壊の場合 10,000円
	全焼、全壊の場合 20,000円
(5) 死亡弔慰金	20,000円

※ (4) 災害見舞金の半焼、半壊の場合には住家の床上浸水を含む

(4) 貸付事業の利用について

貸付事業は、**第1種共済加入後1年を経過した加入者**が利用できます。

貸付限度額は200万円（※貸付時点における加入者の退会給付金額の範囲内）で、使途は限定していません。

詳しくは、本会ホームページ（福祉ネットあおもり：<http://aosyakyo.or.jp>）に、貸付事業実施要領や申請様式を掲載しておりますのでご確認ください。

(5) 毎月送付している書類の確認について

毎月本会から送付している書類は、**内容を必ず確認してください。**

特に、「加入者明細表」や「掛金請求書」は、送付時点の職員の状況が記載されておりますので、加入・継続異動・退会といった**各種手続きの漏れがないかを毎月確認**し、手続きを行っていない職員がおりましたら、申請書類を速やかに提出してください。

(6) 各種様式について

申請に必要な各種様式は、本会ホームページ（福祉ネットあおもり：<http://aosyakyo.or.jp>）よりダウンロード可能です。必要に応じて郵送なども行いますので、お気軽に青森県社協までご連絡ください。

